

反奴隷制及び人身取引に関するポリシー

1. 奴隷制及び人身取引のない職場環境の整備に関するコミットメント

J T B は、その目指す成果を達成するためには公正、誠実及び法律の尊重が不可欠であるとされる企業文化及び企業行動を、維持し、促進しています。従って、スタッフ全員に対し、常に真摯かつ誠実に行動するよう求めています。

J T B では、現代奴隷制を一切容認せず（ゼロトレランス）、自らの全ての商取引及び取引関係において倫理的かつ誠実に行動することに取り組むとともに、現代奴隷制が自社の事業において、または自社のサプライチェーン上にて行われないう、実効性ある制度及び管理の整備・実施に取り組んでいます。

私たちは、全ての業者やサプライヤーなどの取引先に同様の高い基準を求めます。

本ポリシーは、全社員（正社員か臨時社員の別を問わない）など、J T B で働く、または J T B のために働く全ての人（その地位を問わず）並びに以下に定められた全ての「関係者」¹ 及びその取締役、役員と従業員（以下、総称して「J T B 代表者」といいます）に適用されます。

2. 定義

現代奴隷制は犯罪であり、基本的人権を侵害するものです。現代奴隷制は奴隷労働、隷属、強制労働、人身取引などさまざまな形態を呈します。

本ポリシーは、J T B の資産またはレピュテーションを毀損しかねない**次のような違反行為**に対処することを目的としています：

¹ 「関係者」には、J T B のために行動する、または J T B のために業務を遂行するあらゆる個人や会社を含みます。セールスエージェント、仲介業者または斡旋業者などがその典型的な例として挙げられますが、J T B のアドバイザー、コンサルタント、業者、JV パートナー並びに J T B の支配権が及ぶ、または支配権が及ばない子会社等を含む場合もあります。

「**奴隷制**」とは（１９２６年の奴隷条約に従って）次の通り定義されます：

「その者に対し、所有権に伴う一部または全ての権能が行使される個人の地位または状態。」

「**隷属**」とは、次の通り定義されます：

「他人の土地に居住しなければならない義務を負いながら、自ら置かれた状態を変えることが不可能な『農奴』などを含め、強制力を用いて課された役務を提供する義務。」

「**強制労働**」とは（国際労働機関（ILO）の強制労働に関する条約（第 29 号）及び議定書に従って）次の通り定義されます：

「本人が自ら任意に申し出ていない、処罰の脅威のもとで強制的にさせられた労働または役務。」

2015 年のイギリスの現代奴隷制法に従って、「その者を搾取することを目的として、個人の移転の手配または手助け」をした場合は、「人身取引」の罪が成立すると定められています。「被害者が移転に同意しても、この罪が成立する場合があります。これは、被害者はより良い生活または仕事を与えるという約束で騙される、または子どもが大人により移転するよう誘導される可能性があることを反映しています」。

「**児童労働**」とは、次の通り定義されます：

子どもから「その幼少期、潜在能力や尊厳を奪い、身体的・精神的な発達に支障をきたす労働」。特定の「労働」の形態が「児童労働」に当たるかどうかは次の要素によります：

- 子どもの年齢
- 労働の種類や労働する時間
- 労働条件
- 各国で掲げられる目標

国際基準により、児童労働は、経済活動に従事する 12 歳未満の子ども、軽い仕事以上の労働に従事する 12～14 歳の子ども及び最悪の形態の児童労働に従事する全ての子どもと定義されます（ILO）。

「最悪の形態の児童労働」とは、現代奴隷制にあたる可能性が非常に高く、ILO 条約（第 182 号）第 3 条の規定により、次の通り定義されます：

- ・ 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む）等のあらゆる形態の奴隷制度またはこれに類似する慣行
- ・ 売春、ポルノの制作またはポルノへの出演のための子どもの使用、調達または提供
- ・ 特に関連国際条約において定義される麻薬の製造や密売などの違法行為のための子どもの利用、調達または提供
- ・ その性質または遂行される状況により、子どもの健康、安全または道徳心に悪影響を及ぼすおそれのある労働

J T B 行動規範では、J T B 及び J T B の全社員がいかなる形態の強制労働または児童労働にも関与してはならないことが明記されています。本ポリシーは、その原則を更に詳述し、強制労働または児童労働に当たる行為を更に詳しく定めることを目的としています。

3. 奴隷制及び人身取引の防止に向けた措置

奴隷制及び人身取引の脅威に対処するために、J T B は、現代奴隷制を定義し、全社員に責任を割り当て、奴隷制及び人身取引の疑いを通報する方法を説明する本ポリシーを策定しています。

4. J T B 代表者の責任

J T B 代表者は、その職務の遂行に際し、最高水準の公正さと誠実さが求められます。J T B 行動規範に定められた通り、個々の J T B 代表者は自らが活動する地域及び / または業務領域に適用される法令、規制、規則並びに内規や社内の指針を遵守する義務を個人として負っています。

全ての J T B 代表者は次の責任を負います：

- A. 奴隷制及び人身取引に関する法律における原則と規定を尊重すること
- B. J T B 内において、または J T B の業者やサプライヤー等の取引先を通じて、奴隷制または人身取引に当たる行為が行われている疑いがある場合は、その詳細を通報すること

5. 本ポリシーの周知及び意識向上

本ポリシーの内容並びに会社のサプライチェーン上において現代奴隷制が起きた場合に会社が直面すると予想されるリスクに関する研修は必要に応じて実施します。

現代奴隷制を一切容認しない（ゼロトレランス） J T B の方針は、全てのサプライヤー、業者及び取引先に対し、取引関係開始の際に伝達され、その後、適宜徹底されなければなりません。

6. 本ポリシーの実施状況の検証

J T B は、自ら事業を展開する各国において奴隷制及び人身取引に関する法律に伴って負っている義務が果たされているか、監視します。必要に応じて、本ポリシーの実施状況及び今後講じられるべき施策について、毎年検証します。

7. 本ポリシーの遵守

本ポリシーを必ず読み、理解し、遵守していただく必要があります。私たちの事業またはサプライチェーン上における現代奴隷制の防止、発見または通報は、J T B のために、または J T B の支配下で働く全ての人の責任です。本ポリシーに違反する行為につながる、またはそのような違反行為の存在を示唆するおそれのある行為を避けなければなりません。

本ポリシーに違反する恐れのある行為が起きている、または将来に起きる恐れがあると判断した、または疑った場合、できる限り速やかにマネージャーまたは会社の経営陣に通報してください。J T B の事業またはサプライチェーン上における現代奴隷制に関する問題または疑いが生じた場合は、会社の内部告発制度を利用して、できるだけ早期に通報してください。特定の行為、会社のサプライチェーン上のいかなる層における労働者の待遇または処遇が現代奴隷制に該当するかどうかについて判断に迷った場合、マネージャーまたは会社の

経営陣にご相談ください。J T B では開かれた職場環境を作るよう取り組んでおり、本ポリシーのもとで誠意をもって誠実に懸念を提起する者（最終的に、その者が間違っていたことが判明した場合でも）をサポートします。J T B は、現代奴隷制に当たる行為が J T B の事業またはサプライチェーン上で起きている、または起きているのではないかと疑って誠意をもって通報をした者が不利益な取り扱いを受けないよう取り組みます。

制定／改訂履歴

版数	制定／改訂内容	制定日／改訂日
1.0	新規制定	2019 年 9 月 13 日
2.0	新 JTB グループポリシー制定に伴う改訂	2023 年 4 月 1 日